

都議会のあり方検討会検討結果  
(第一次報告)

平成24年6月19日  
都議会のあり方検討会

## 1 議会機能の強化について

### (1) 会期について

地方自治体における議会は、住民による直接選挙により選ばれる合議体の意思決定機関として、同じく住民から直接選挙された長をはじめとする執行機関と相互にけん制し合うことにより、執行機関が行う施策の評価及び監視、政策提案という機能を担っている。

しかしながら、地方議会において、本会議は現行制度上一部の例外を除き会期中のみしか活動能力を持たず、制度運用上も、限られた会期日数の中で集中的な審議を実施する議会運営が行われている。

議会がその活動能力を失っている閉会中に、審議・議決する必要のある案件が発生した場合、長は自らの判断によりいつでも議会の招集が可能であり、また、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると長が認めるときは、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、議会の議決を経ることなく長において専決処分を行うことができる。

一方、議会側が審議等の必要性を認める場合においては、招集権者である長に対して臨時会の招集を請求するプロセスを踏む必要があり、また、臨時会招集の場合には、付議すべき事件を特定して招集するものとされており、付議すべき事件の有無に関わらず招集される定例会よりも制約がある。

このため、議会が自主的に活動するために、招集権については本来議長に付与すべきであるが、現行制度上は認められていないため、他団体でも見られるように、いわゆる「通年議会」のように、年間の定例会の招集回数を少なくし、一定例会当たりの会期日数を増やすことが考えられる。

現行制度でも、議会の会期及びその延長並びに開閉に関する事項については、議会が自ら定めることとされており、一定例会当たりの会期を長くすることで、議会の自律権に基づき、自主的に活動することが可能となる。

これにより、予算等長に提案権が専属するものを除き、議会が必要と

認める時期に、必要と認める事件について、審議・議決を行うことにより、災害時などの緊急事態にも迅速に対応できる。

一方、現在よりも長期間の会期を設定する場合には、議事運営、議会関係経費、執行機関の業務等に様々な影響が予想される。

議会の権能を高める観点から、都議会においても、いわゆる「通年議会」のような、年間の定例会の招集回数を少なくし、一定例会当たりの会期日数を増やす議会のあり方について、今後引き続き具体的に検討するものとする。

なお、第180回通常国会に提出されている地方自治法改正案では、現行の定例会と臨時会による議会運営の方式に加え、通年を会期とし、定例日を条例で定めて予見可能性のある形で定期的に会議を開く方式も可能となるため、こうした法改正の動向等も踏まえて検討するものとする。

## (2) 会議時間について

現在都議会では、本会議の会議時間は会議規則第7条に基づき午後1時から午後5時までとしており、委員会の会議時間については特にこのような定めはないが、午後1時開会を通例としている。

議事が時間外に及ぶことによる職員の超過勤務や経費の削減、節電対策等の観点から現在の会議時間を見直すべきであるとの意見があったが、まず、開会時間を午前中に前倒しするなどの見直しについては、実態を踏まえると議会側・執行機関側双方ともに対応が困難であることから、現行どおりとすべきである。

委員会の終了時間について、大幅に定時を過ぎることが予想される場合は、あらかじめ予備日を設定し、各委員会の判断でその日の日程を一旦一定の時刻で打ち切り、翌日以降に送る方式も可能とするなど時間外に及ばないように努めるべきである。

併せて、個々の議員の発言権を制約する趣旨ではないが、委員会では、簡潔・明瞭に質問・答弁する、重複した質問をなるべく行わないなど、審議を効率化することで、議事が時間外に及ばないような運営に努める

べきである。

### (3) 行政計画を議決事件に追加することについて

自治体の基本構想、基本計画等を地方自治法第96条第2項の規定に基づき、条例で議決事件として追加指定している団体が都道府県レベルでも見られる。

都においても、数多くの行政計画が策定されており、これらを議決事件に追加し、議会も関与していくことが必要ではないかとの意見があったが、長をはじめとする執行機関の権限との関係や、先行している事例の実態、議決対象とした場合のメリットやデメリットなどについて更に調査する必要がある。

以上を踏まえて、引き続き検討するものとする。

## 2 都議会議員の定数是正について

### (1) 検討の理由

都議会議員の定数については、都民の基本的な政治参加の権利を保障し、二元代表制の一翼を担う議会を通じて、都民の意向を確実に都政に反映できるようにするために、常に見直しを図る必要がある。

平成13年3月に行われた前回の定数是正から10余年が経過し、この間の社会情勢の変化等を踏まえ、第19期都議会議員選挙の施行に向けて、議員定数の是正について検討を行ってきた。

### (2) 検討に当たっての基本的考え方

平成9年7月執行の第15期都議会議員選挙無効請求訴訟において、平成11年1月に最高裁判所の判決が出され、平成8年7月改正の東京都議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区における議員の数に関する条例（以下「定数条例」という。）における千代田区選挙区の特例選挙区としての存置及び定数配分規定はいずれも適法と判断された。

このため、前回の定数是正に当たっては、定数条例が適法であるとの認識に立ち、平成12年の国勢調査人口（速報値）に基づいて、必要な

是正が行われている。

前回の是正以降、上記判例に照らして、違法と評価され得る新たな事情は特段生じていないと認められるが、今回についても、都民の意向を確実に都政に反映できるようにするために、平成22年の国勢調査人口（確定値）に基づいて、検討を行った。

### （3）検討結果

#### ア 総定数について

現行定数条例の総定数は127人である。

平成23年8月に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、地方議会の議員定数について、上限数を人口に応じて定めている規定が撤廃された。

その理由としては、議会制度の自由度を高め、機能を充実・強化させる見地から、法定上限は不要とし、議員定数については様々な事情を考慮し、住民に対する説明責任を果たしながら地方自治体が自主的に決定すべきであるということであり、本検討会としてもこうした法改正の趣旨を踏まえつつ、慎重に検討してきた。

議員定数については、議員が1,300万都民の意思を代表し、知事等執行機関が行う施策の評価及び監視、政策提案という重要な機能を議会が担っていることから、こうした機能が十分に果たせるよう適正な定数を考慮する必要がある。

東京都は、わが国の首都として政治的中枢機能が集中しているほか、産業・経済、教育・文化等の諸機能が高度に集積した大都市であり、その経済規模は世界の主要国レベルに匹敵し、膨大な行財政需要が発生している。

このため都は、広域的自治体として一般的に都道府県が処理する事務はもとより、要人警護、外国賓客の接遇等首都特有の行政事務や、特別区の区域においては上下水道、消防等大都市事務も処理しており、この点で他の道府県と単純に比較することはできない。

一方、国勢調査によれば、前回定数是正の際の平成12年から東京

都全体で約110万人、約9.1%増加しており、都議会議員一人当たりの人口は平成12年当時の約9万5,000人から、平成22年は10万人を超え、全国平均約4万7,000人の倍以上となっており、一番少ない県の約1万7,000人と比べても6倍以上の差があり、他の道府県と比較しても都民の一票の価値が著しく軽いと言える。

仮に、全国平均の約4万7,000人を基に都議会の総定数を試算すると281人にもなる。

これらの状況を踏まえて、より一層の民意の反映という観点からすれば、総定数を増やす案も考えられるが、現在の社会経済状況等を踏まえて、現行の127人を維持すべきである。

なお、総定数については、他の道府県議会において、地方自治法改正を踏まえた見直しが見込まれることから、引き続き、こうした動向を注視する必要がある。

#### イ 選挙区について

現在、都では千代田区選挙区及び島部選挙区が公職選挙法に基づく特例選挙区として設置されているが、平成11年の最高裁判所判決、配当基数、議員一人当たり人口の較差等を勘案しながら各選挙区の存置について検討した。

法の規定は、人口の急激な変動に対応しつつ、郡市の地域的まとまりを尊重し、その区域の住民の意思を行政にできるだけ反映させる途を残す必要があるという趣旨の下に設けられているものである。

千代田区選挙区については、千代田区が我が国の政治的、経済的中枢として担っている独自の意義、役割及び特別区制度における地域代表としての議員の必要性等を考慮して、島部選挙区については、本土と離れた島しょ地域の地理的な特殊性等を考慮して、特例選挙区としてきたものである。

以上を踏まえて、慎重に検討したところ、特例選挙区を見直すべきとの意見もあったが、千代田区、島部の両区とも見直す状況には至っていないことから、引き続き特例選挙区として存置すべきである。

なお、選挙区については、平成21年10月に全国都道府県議会議

長会から、都道府県議会議員の選挙区について、「郡市の区域による」としている公職選挙法第15条を改正し、地域の実情を踏まえ、都道府県が条例で自主的に選挙区を規定できるようにする「公職選挙法の改正を求める緊急要請」がなされており、現在各党において法改正に向けた動きも見られることから、引き続きこの動向を注視する必要がある。

#### ウ 各選挙区の定数配分について

平成11年の最高裁判所判決、各選挙区の平成22年国勢調査人口（確定値）による人口比例原則に基づく定数と現行定数との差、議員一人当たり人口の較差、逆転現象の状況等を勘案しながら各選挙区の定数配分の是正について検討した。

選挙区別定数については、現行どおりとする意見、較差、逆転現象をできるだけ解消すべきとする意見など様々な意見があった。

そこで、改めて、平成22年国勢調査人口（確定値）に基づく都議会議員一人当たりの人口及び較差を、平成13年3月の前回の定数是正の時と比較してみると、特例選挙区を除いた議員一人当たりの人口の最大較差は、1.97（新宿区対青梅市）から1.92（中野区対北多摩第三）と概ね改善されており、かつ2倍以内に収まっている。

以上を踏まえて、慎重に検討したところ、選挙区別定数配分については現行どおりとすべきである。

#### (4) その他

都議会議員定数については、以上の検討結果のとおりであるが、国、他団体の動向等を注視しつつ、引き続き検討を行っていく。